

青少年の健全な成長を阻害するおそれがある図書類の取扱いについて

○自主規制について

東京都では、青少年健全育成条例に基づいて、図書類発行業者に対し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められる図書類（いわゆる成人向け図書（18禁図書））に、「青少年が閲覧し、又は観覧することが適当でない」旨の表示（右のマーク等）をし、包装するよう協力を求めています。（このような表示を付した図書類を、「表示図書類」といいます。）



また、図書類販売業者には、表示図書類を青少年が容易に手に取ることができないよう他の図書類と分けて陳列等を行うよう求めてています。

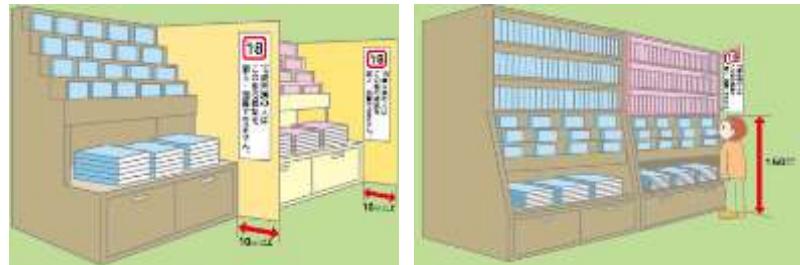
これらは図書類発行業者及び販売業者の自主規制として行われています。

※【自主規制団体】

（一社）日本書籍出版協会、（一社）日本雑誌協会、（一社）日本出版取次協会、東京都書店商業組合、東京都古書籍商業協同組合、（一社）日本フランチャイズチェーン協会、出版倫理懇話会

<参考>表示図書類の販売方法

- 陳列棚の左右に、10センチメートル以上はりだす仕切り版をつけ、その表面に青少年制限の掲示をする。
- 150センチメートル以上の高さに、まとめて背立てで配架し見やすい箇所に青少年制限の掲示をする。など



(区分陳列方法の例)

○東京都青少年健全育成条例に基づく指定制度

都は、上記の自主規制による表示、区分陳列がなされていないものの中から、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある図書類を自主規制団体※の意見を聴いた上、青少年健全育成審議会に諮問し、慎重な審議により指定しています。

指定された図書類は表示図書類と同様、書店等で青少年が容易に手に取ったり中身を見たりすることができないよう他の図書類と分けて陳列し、包装等を行って販売されます。

なお、この制度の対象は青少年（18歳未満）であって、成人の方の閲覧や購入を制限するものではありません。